

平成 27 年第 1 回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

平成 27 年 1 月 26 日（月）午後 3 時 0 0 分

議会棟 A・B 会議室

2. 委員の現在数

19 名

3. 出 席 委 員

	2 番 中 村 良 男
3 番 須 藤 喜 一 郎	4 番 三 須 清 一
5 番 斉 藤 隆	6 番 染 谷 智 一 郎
7 番 新 堀 政 夫	8 番 渡 辺 陽 一 郎
9 番 森 正 昭	10 番 阿 曾 敏 夫
11 番 斉 藤 剛 広	12 番 大 野 木 奥 治
13 番 小 池 良 雄	14 番 早 川 真
15 番 江 原 俊 光	16 番 高 田 勝 禱
17 番 渡 邊 光 雄	18 番 川 村 泉 治
19 番 増 田 勝 己	

4. 欠 席 委 員

1 番 掛 川 正 治

5. 出席事務局職員

局 長	海老原 美 宣
次 長	木 村 孝 夫
次長補佐	落 合 敦
農地係長	富 塚 隆 則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第 1 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第4条）

報告第4号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5条）

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第6号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

報告第7号 役員会の報告事項について

議長 それでは定刻となりましたので、本年最初の総会となりますね。どうぞ今年もよろしくをお願いします。

議事に入る前に今日開催の農業委員会総会を傍聴したいという方がいらっしゃいます。傍聴することを許可いたしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

異議なしと認め、傍聴者に入室していただきます。

(傍聴者入室)

議長 ただ今から平成 27 年第 1 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 18 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

5 番 齊藤隆委員

6 番 染谷智一郎委員

よろしくをお願いします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 議案についてでございます。

議案第 1 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は、再設定による賃借権設定が 1 件、新規設定による賃借権設定が 2 件、同じく使用賃借権設定が 1 件でございます。

議案第 2 号は「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」1 件の申請でございます。

議案第 3 号は「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」の 1 件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成27年1月26日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

整理番号の1をご説明いたします。議案資料は1ページでございます。

権利設定する土地は〇〇〇地先の連続する田4筆、合計面積は9,377m²です。借受者は〇〇〇にお住まいの農業者です。経営面積は自作の田と畑の合計3万7,655m²及び借り受けしている田となります。本人及び妻と父が年間300日農業に従事しております。

次に、整理番号2及び3は権利設定を受ける借受者が同一人であることから一括してご説明いたします。議案資料は2ページです。

整理番号2は、新木の農業生産法人が〇〇字〇〇前地先の田2筆、合計面積6,968m²を〇〇在住の地権者から新たに賃借権を設定して借り受けるものです。

また、整理番号3は、〇〇〇〇字〇〇地先の田及び〇〇〇〇地先の田の合計2筆、合計面積3,916m²を布佐在住の地権者から新たに賃借権を設定して借り受けるものです。

続いて、整理番号4は新たに使用貸借権を設定するものです。議案資料は3ページから18ページとなります。〇〇〇〇地先在住の新規就農者が同じ〇〇〇〇〇〇在住の農業者から〇〇字〇〇〇〇地先の畑1筆、面積1,329m²を無償貸借するものです。

事務局からは以上です。

議長 続いて、議案第1号について須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 それでは議案第1号整理番号1から調査結果を報告します。

整理番号1は貸付者が高齢であることから10年間賃貸借契約を継続するものです。借り賃は10アール当たりコシヒカリ一等米120kgです。

続いて、整理番号2及び3の賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米90kgで、6年間借り受けるものです。

整理番号4は1年以上休耕していた畑を新たに新規就農者が3年間無償で借り受けるものです。なお、この新規就農者は県農業大学で学び、また、柏市及び我孫子市の農園でブルーベリーの栽培やハーブ、露地野菜などの栽培研修を受けております。就農後はブルーベリーやラベンダーのほか、枝豆やニンジン、葉物野菜等の栽培、出荷を計画しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第3調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断をいたしました。

以上です。

議長 これより議案第1号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ご意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり決定することにしました。

続きまして、議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成27年1月26日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は19ページからとなります。

本件は主たる農業従事者が亡くなり、生産緑地法第10条の規定による生産緑地の買い取りの申し出を市へ申請するため従事者証明を求めるものでございます。買い取り申出申請地は〇〇〇地先の畑一筆、面積は793m²です。

議案資料21ページをご覧ください。申請地は〇〇〇小学校の北側にあり、JR成田線沿いに位置しています。

事務局からは以上でございます。

議長 続いて、須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 議案第2号について調査結果を報告します。申請者の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

調査では、申出人の父が生前ビニールハウスを設置して施設園芸を行っていたことを確認しました。これにより第3調査会では全員一致をもって証明相当であるとの判断をしま

した。

以上です。

議長 これより議案第2号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ありませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号を採決します。証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり証明することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページになります。

議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。下記のとおり成田税務署長より利用状況確認依頼があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成27年1月26日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料は22ページです。

本件は相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えるため、この適用農地の利用状況について成田税務署から確認依頼があったものでございます。確認依頼地は〇〇〇地先の田4筆、合計面積は12,510m²でございます。

事務局からは以上です。

議長 続いて、須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 議案第3号について調査結果を報告します。

調査会に先立ち、地区担当の増田勝己委員と事務局で現地調査を行いました。結果、4筆とも実際に耕作していることを確認しました。

調査会ではこの報告を受け、全員一致をもって利用状況確認の報告を行うものとの判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 多少細かいことになりましたけども、資料の斜線が引いてあるのは4番からです。これは4番がないことになってしまいますので資料は直してください。これは駄目でしょう。

議長 事務局。

事務局 この線につきましては税務署のほうで多分引いたんだというふうを確認しております。いずれにしろ001から004の土地がこれにかかわってくるものでございますので、こちらのほうで気付いて訂正すべきものでございました。大変申し訳ございませんでした。

議長 いいですか。

渡辺陽一郎委員 はい、結構です。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号を採決します。報告することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり報告することにいたしました。

須藤調査会長は自席にお戻りください。

以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 事務局からは報告第1号から6号までを報告いたします。議案書は5ページからとなります。

報告第1号は農地法第4条の規定に係る転用の届出で、5件受理いたしました。いずれも市街化区域における農地転用の届出です。転用目的及び転用事由はすべて宅地です。農

業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付いたしました。

続いて、報告第2号は農地法第5条の規定に係る転用の届出で、5件受理いたしました。こちら市街化区域における農地転用の届出で、転用目的及び転用事由は、整理番号1は使用貸借権の設定による農地造成、整理番号2から5は宅地でございます。

次に、報告第3号、第4号は千葉県農業会議の諮問に対する回答についてです。第3号が農地法第4条関係で、太陽光発電施設の設置の許可申請です。また、第4号は農地法第5条関係2件で、こちら太陽光発電施設の設置の許可申請でございます。いずれの案件も平成27年1月14日に開催された千葉県農業会議の結果「許可相当」との回答をいただいたので、会長専決規程第3条の規定により報告いたします。

続いて、報告第5号は利用権を設定していた土地の解約通知でございます。平成25年7月1日から6年間にわたり権利設定をして賃貸借契約をしたものの、他の農地と離れていて作業効率が悪いとの理由で解約の通知があったものでございます。

続いて、報告第6号は農業委員会選挙人名簿登録申請書についてです。本日皆様にご審査いただきましたが合計694人の申請を受理いたしました。選挙権の有無について審査していただいたところでございます。この結果につきましては選挙人名簿申請者として取りまとめ、平成27年1月中に我孫子市選挙管理委員会へ送付させていただくものでございます。

事務局からは以上でございます。

議長 報告第7号は私から報告します。

今月の19日に役員会を開催しました。議題の一つ目は、農地造成指導要綱についてで、事務局によるさいたま市農業委員会視察の報告及び今後の要綱作成に係るスケジュールについて協議しました。

この後さいたま市の報告を事務局に行ってもらいます。作成スケジュールについてはさいたま市の要綱にもいくつか検討すべき事項があることから、事務局でも他部局との調整等を行うなど、作業を続けます。目標としては、役員会を経て2月総会に議案として上程できるよう図ることで。

もう一つの議題は、我孫子市字菱田地先の農地造成に係る要望書についてです。昨年末に地元自治会から別添の要望書が農業委員会会長ほか二名あてに届きました。まだ申請者側からは変更計画が提出されていませんが、参考資料として各委員に配布したものです。

それでは、さいたま市農業委員会への視察の報告及び自治会からの要望書について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは、さいたま市の農業委員会の視察に行っていましたので、その報

告を私のほうからさせていただきたいと思います。

皆様のほうにはさいたま市農業委員会視察報告というもので議案とともに郵送で送らせていただきました。その資料をご覧くださいと思います。

まず1月の14日の水曜日に海老原局長と私とでさいたま市の農業委員会のほうに視察に行っていました。今回の農地造成の指導要綱、こちらが役員会、また総会のほうでもさいたま市の内容が非常にいいのではないかというご意見をいただきましたので、さいたま市のほうにお伺いして直接お話を聞いてきたところでございます。

さいたま市の概要といたしましてはこちらに記載があるとおり、人口は125万1,549人、面積が217.49km²、市街化区域が1万1,698ヘクタール、市街化調整区域が1万5,051ヘクタール、うち農地面積が4,755ヘクタールとなっております。農業委員会の体制といたしましては、委員さんが38名、事務局職員が20名ということです。25年度の許可件数でございますが、3条が42件、4条が46件、5条が176件と。この4条、5条とも我孫子のほうでは農地造成と言っていますが、さいたま市のほうでは農地改良と呼びます。この農地改良の許可も含んでいるということでございます。

この農地改良等の取り扱いに関する要綱を制定した背景なんです、これはやはり県内で建設残土による埋め立てがかなり問題化しまして、まず埼玉県が指導要綱を制定したということでございます。さいたま市の中に優良農地としてモデルに努めております見沼田んぼ地域というところがございます。ここもかなり埋め立てが増えてきたということで、新たに規制するために県の要綱に準じて制定をしたということでございます。

また、さいたま市以外の独自の要綱を持たない県内の市町村につきましては、県の要綱に基づいて指導をしているということでございます。要綱に基づく農地改良届出許可件数でございますが、平成25年度で500m²未満の届出が19件、500m²以上の届出及び許可が67件となっております。

次に、要綱の具体的な運用について、この辺がいちばん聞きたかったところなんです、こちらを詳しくお聞きしてきました。

まず、この要綱の中の第3条でうたわれていますが、農地改良の面積は概ね3,000m²を限度となっております。これは先ほど申し上げました見沼田んぼ地域で埋め立てがかなり多く行われてきたために、面積を規制する必要があるだろうという判断の下、上限を設定したということでございます。概ねというのは埋め立ての状況により2割程度超えることは認めていると。ですから、3,600m²ぐらまでは認めているということでございます。この3,000m²というのは一つの事業の上限面積でありまして、1所有者の上限面積ではないということございました。ですから、複数の地権者がいても、一つの事業として実施する場合は3,000m²が上限となっているということでございます。

それから、同じく第3条に許可の不要事案ということで、三つの条件がそこにうたわれ

ています。この三つのうち一つでも満たされなかった場合には許可申請事案となるということでした。条件の中の一つの農地改良面積が 500m²未満であること、この根拠は何でしょうかとお聞きしたところ、さいたま市の土砂条例において 500m²以上の埋め立ては申請要件となるということですので、500m²未満は許可不要事案であるとうたったということでございます。

次に、第4条の(6)で畑は隣接道路面から 30cm を上限とする。埋め立ての高さですね。これ、県の要綱ではあくまでも現況面より 30cm を上限としていたそうです。ただ、農業委員さんから仕上がり面の高さが隣接道路面より低くなる農地が多い、それでは発生するよということで、隣接道路面から 30cm というかたちでさいたま市のほうでは規定したということでございます。また勾配等も規定があるんですが、これは県の要綱に準じたということ、とりあえずそれだけは専門部署との協議の上決定したとか、そうしたものではないということございました。

要綱でございますので法的拘束力がない中で当初は不満も多くあったそうですが、現在は事業者に浸透しているということでございます。

次に、第4条の(10)の中で狭あい道路、幅 4 m 未満のみを搬入路とすることは認めないというふうなうたってあるところがあるんですが、これにつきましてはその時の状況、例えばほかの手立てを考えて他の土地を借り入れるとか、そういった状況により判断をしています。ですから、必ず申請を受けないということではございませんということございました。

それから第4条の(13)でございますが、近接する周辺住民には定義があるのかとお聞きしたんですが、周辺住民の定義はないですよ。ただ、農地改良により影響を受ける住民、いわゆる農地や搬入路に隣接している住民には周知を図るよう指導しておりますということでした。

今まで周辺住民から反対が出たケースがないということで同意が必須というわけではなく、あくまでも努力義務ということございました。私どものほうからもし反対があった場合どうされますかと聞いたところ、ちょっと困った感じではございましたが、その場合については反対している住民に地区の農業委員が事情を聞く等の対応が必要になるのではなからうかと担当がお答えになっていました。

次に、第10条の届出事案の完了報告、これは作付けを行った時点で農地完了報告書を提出するということになっておるんですが、提出されているのは申請案件の今6割程度にとどまっているそうです。正直なところ、現場の確認まで追いついていないのが現状で、検討課題ということで、農業委員会でも今なお課題として頭を痛めているところだそうです。

仮に作付けが完了していない状態で新たな申請が出た場合は、これは受け付けています

ということでございました。

そのほかとしまして、他法令の許可を必要とする場合、農地法では他法令の許可、許可見込みでも申請受付可能となっておりますが、さいたま市では他法令の許可が決定したあとに許可申請を受け付けているということだそうです。

また、仕上がり面が隣接道路面及び隣接面より高くする場合に、被害防除策として水路の設置を、私は義務付けていると書いてしまったんですが、正確に言えば要綱ですので、要綱の中で定めておりますので、あくまでもお願いをしていると言いますか、求めているというふうに言ったほうがよろしいのかもしれませんが。そういうかたちで要綱の中で定めているんですが、実際に水路の細かい規定がないので、その辺も今後の課題であろうというふうにさいたま市のほうでおっしゃっていました。

次に、事業者主導を防ぐため土地の所有者から提出される誓約書、これは我孫子でも受けているんですが、これについては実印の押印及び印鑑証明の添付を義務付けていると言っていますが、法的拘束力はありませんので求めているという表現のほうが正しいかもしれません。求めているということでした。ただこれはかなり強く言っていましたね。必ず実印を押させて印鑑証明の添付をお願いしているということでもございました。

まとめといたしまして、私どもが感じたことといたしましては、埋め立ての高さのほかにも実印の押印を求めている、他法令の許可の申請を条件とするなど、我孫子市とは大きく異なる運用も行っていると感じました。県の要綱を基にしていること、また制定からもう 10 年が経過していて、事業者等に要綱の趣旨、内容が十分浸透していることからこうした厳しい運用が可能なのかなというふうに感じました。

要綱はあくまでも強制力がなく、相手方の自発的な協力を前提にしていると。このため我孫子市で独自に制定する場合はさいたま市の要綱を参考にしつつ、埋め立て高を初めとする指導内容の根拠、理由、こういったものを明確にして、相手方の理解が得られるような内容と説明に努める必要があるのかなという感じでございます。

また、さいたま市の要綱では施工図面なども示しています。そういったものを示して指導、確認を行っているということでしたので、土木技師等の専門職が配置されているのかお聞きしたら、そういった専門職は配置しておらず、すべて事務職で対応していますよと。我孫子市においても必要に応じて実印化、道路課等の関係課と連携すれば現体制での対応も可能ではないかというふうに思われました。

以上で私のほうの報告は終わります。

議長 それでは要望書についてお願いします。

事務局 要望書について私のほうからご説明いたします。

既に皆さんのお手元に渡っていると思います。これは昨年末、平成26年12月26日ダイヤパレス自治会、湊自治会、菱田自治会の3自治会のほうから千葉県東葛飾地域振興事務所、地域環境保全課及び農業委員会及び我孫子市建設部あてに要望書ということで、私のほうは手渡しされたわけでございます。これにつきましては書いてあるとおりでございます。理由は(1)から(2)(3)とあるんですけども、この埋め立て計画の認可の差し止め、不許可、これを強く要望するものであるということでございます。

その理由については(1)土圧による住宅の傾きなど、軟弱地盤への甚大な影響、(2)水害の悪化、(3)土煙の発生、土砂の流出、こういった三つの理由から認可の差し止め、不許可を強く要望するということでございます。あとは参考資料として説明会の議事録というかたちで残っております。

これに対して特に回答はいらないということございましたけれども、その時同席した建設部長及び農業委員会事務局長は次のように答えております。建設部長については申請書が上がってきたらしっかり指導したいということございまして、また農業委員会事務局長からはこの要望については農業委員会にきちんと報告をすると。以上でございます。

また、これに関して本日皆様の元に配布してありますけれども、私のほうで説明が漏れてしまいましたけれども、12月の総会においては常任委員会で農業委員会事務局が答えたものを中心としてご紹介いたしました。本日このA4、1枚のものについてはその日の午後、これは建設部、課で言うと治水課においてのやり取りを私どものほうの分析でまとめたものがございます。

いくつかかいつまんでご説明したいと思います。

まず一番上から、農業委員会から建設部長経由で治水課に相談等があつてアドバイスをしたということであるが、どのような内容であったか。これについて建設部長は、治水課では開発行為や建築物を申請するときなどには我孫子市開発行為等に伴う排水計画技術基準、または我孫子市雨水浸透施設設置推進要綱により雨水の流出量を緩和するよう指導しております。農地造成に伴う盛土造成は、これはいわゆる治水課の指導案件ではありませんけれども、当該地先は住宅地に隣接していることから、事業者においてこの盛土造成により周辺住宅地等に水害等の影響がないことを毎年確認する必要があると考えますというふうに答えております。

次に、周辺住宅地にこの盛土事業がとても近接していることから水害の影響がないかしっかりと検討し、確認すると答えております。どのようなことを確認する必要があるのか、これは農業委員会の見解待ちということなんです。治水課長は、事業者として検討する案件でございます。治水課としては技術的にアドバイスを行っていきたい。具体的には事業者が水路等の整備、例えば幅や勾配等を整備してスムーズに下流の排水路まで流す。これは敷地内の水を下流の市の排水路まで流す施設などを検討したところに位置的なアドバ

イスを行っていききたいというふうに答えています。

次に、追加としては水路の勾配等、これは水害の影響が考えられるという判断でよろしいかということについては、盛土によって水害がある程度残るかどうかは分からないが、影響があるかどうか検証して、内容を確認する必要があると思うというふうなかたちで答えています。

最後に、盛土造成で本当に水害が起こらないよう十分対応してほしいということについては、建設部長が農地対応できればいいというのではなく、環境に十分配慮したものを作ってほしい、農業委員会など必要な部署で十分検討した上で対応していききたいというふうに答えています。

常任委員会における建設部の答弁は以上でございます。

あともう一つ、今後の農業委員会、先ほど富塚のほうからさいたま市の農地改良要綱がかなり参考になるということでもございました。今、基本的には要綱という法令を作るわけでもございますので、細かな専門的な用語、用法、そういった細かいところも含めて、今後こういう治水課とか手賀沼課等々と協議、調整しなければいけません。大変時間が切迫しているわけでもございますけれども、事務局としては先ほど報告がございましたとおり、2月の総会に向けて一度ないし二度になるんでしょうか、役員会を経た中で原案として上程できればというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

議長 報告第1号から7号まで報告していただきました。

何かご意見はございますか。

早川委員。

早川真委員 すみません。視察、それからご提案の説明を忙しいところありがとうございました。

それで、ちょっと1点確認とお願いを含めてお伺いしたいと思いますけれども、先ほど基本的に変更については、それから進展というのは今のところ出ましたけれども、そのようなお話があったんですが、その後倉田建材、それから豊国の〇〇さん、こちらのほうからそういう正式な書類上の何かがなくても、農業委員会事務局や、それから市の担当課のほうにヒアリングなど、そのような動きなどはあるんでしょうか。あれば教えてください。

議長 事務局。

事務局 倉田建材については先々週ですね、聞いたところによりますと、先週中にはな

るべく出したいというような話はしていたんですけども、結局先々週には出てきていません。相手方の話なんですけども、つつこんでは話まではしませんでしたけども、先々週の週末ごろの話では、来週、要は先週中には出したいという話だったんですけど、結局出ませんでした。ですからどこまで向こうのほうの言うところの話、変更についてをやっているんだか、ちょっと詳細まではよく分かりません。その後も何も向こうが言ってきませんので、こちらのほうから確認のためにちょっと連絡して、変更計画等々どうなっているんでしょうかということで確認した際こういう話が出ました。ただちょっと中身についてはそこまでお聞きしておりません。

以上です。

議長 早川委員。

早川真委員 分かりました。というのも、今ちょっと先週中には出したいという言葉が倉田建材からあったということなので、ああ、これはまだ油断できないなあと、心配だなあと思うんですけども、実は現地の住民の方からいただいたんですが、事務所というか作業場ですね、建物と言うのかな、それが2棟あったのに撤去されているという情報を聞きました。それで、説明会の時に住民の方に知らせてあった倉田建材の連絡先と説明者の〇〇さんの連絡先、そちらにほうにいくら電話しても出ないと。ですので、これ希望的観測なんです。これだけの大事になってしまったので少し難しいのかなあと考えていただいて、そろそろ取り下げでもあればいいななんて思っていたんですけど、ちょっと今の情報だとその辺はあきらめてないのかなあと。まずは事務所が撤去されたこととか連絡先、その辺については今でもそこが窓口になっているのかどうか。

事務局 まずプレハブ倉庫の件でございます。これについては12月16日の常任委員会でも委員の中からはいろいろ意見とかが出ました。これについては違反の、全く転用の申請なしであそこに置いてあるということでしたので、しかるべき指導をしますということで私のほうから撤去の指導をいたしました。年末に本当はやるという話だったんですけども、なんか年末にクレーンとか重機が、なかなか手配がつかなくて新年になってしまったということで、それは私のほうから指導して撤去してもらっています。

あと、連絡については一時私どものほうからも別件を含めて連絡した時、特に豊国のほうはなかなかつながらなかつたです。ただ、倉田建材については私が電話した時には連絡ができたと認識しています。電話については暮れと年明けにもしています。

以上です。

議長 早川委員。

早川真委員 分かりました。年末年始にお電話されたということですので。

まだまだ心配だなということ認識しましたので、今日さいたま市の案を示していただきましたけども、要綱作りを少し急ぐ必要があるのかなと思っております。その中でも法的な拘束力がないということになると、まずは急がなければならないというこの案件がありますので要綱を急いでいただきたいんですけど、もし必要あれば、例えば条例みたいなかたちで、議決とそれから市民の意思というかたちでこういうまちづくりを目指すというかたちで条例というのもあるかと思えます。拘束力はないけれども、例えば船橋市のほうでマンションの高さ規制のような条例なんかを作っているところもありますので、その辺もう少し研究いただきまして、ぜひ実効性があるものを作っていただくよう作業を進めていただきたいと思えます。

議長 そのほか何かありますか。

(なし)

ないですか。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 これで農地造成の申請者の補正の申請が上がってこなきゃということで、それ待ちで、これはいつまで継続、継続というかたちをとっているんですか。

議長 それについて、事務局答えてください。

事務局 お答えいたします。実は、これは昨年でございますけれども、平成 26 年 11 月 21 日、これは今回の埋め立て条例の譲受人の倉田建材のほうからこういうふうなかたちで文書が上がってきております。

現在申請中の我孫子市字菱田地先埋め立て工事については、埋立地、当初計画の計画高及び排水問題等、地元住民から要望があり、一部変更が生じる可能性があります。県のほうにも地元住民からの要望が上がっており、隣接する 3 自治体、ダイヤパレス、菱田、湊と協議の上、後日変更図面を提出させていただく予定ですよという書面が届いております。

これは事務局というよりも会長及び役員会のほうでこちらを待って、それを受けて、今、継続審議になっている議案を直近の総会にかけるという合意形成ができているというふうな私のはうは認識しております。

議長 阿曾委員。

阿曾敏夫委員 県のほうにという話なんだけど、実際問題、私もこの議案について昨日資料のなかから全部調べて、平成 16 年の 1 月の議案書にあるわけなんだけど、この案件、我孫子市に権限移譲というのが来てから出たわけなんだよね。それでどういうやつが市と農業委員会との地方自治法 184 条の 2 及び 180 条の 7 の規定により協議の一部を改正するというふうなかたちで、改正後はこうだと。これによると、農業委員会に委任されているのは農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用の許可とか、農地法の第 5 条第 1 項の規定による農地法の許可というかたちで、これ 1 月の、ここまで来る前に平成 14 年ごろですか、議会でも地方自治法の改正というかたちで印南議員なんかも議事録を見ると散々市長とやりあっているんですよ。それにもかかわらずこれ、県、県って、県が我孫子市に移譲してあるというふうなケースではないですか。

議長 その辺について、事務局。

事務局 今、県のほうから権限移譲をまさしく受けております。それについては 4 条 5 条の許可についてでございますけれども、今、私が県と言っているのはあくまでも市で言う埋め立て条例、県で言ういわゆる残土条例、こちらの他法令に係る、そちらのほうも一緒に許可見込みを私のほうの許可の中では大変重要視しております。そういったことで、残土条例の申請といったものを重要視しているというふうに私どもは認識しております。

阿曾敏夫委員 私たち農業委員会としては、その時の議案書を見ると、議案第 5 号で市長の権限に属する事務の委任についてというかたちで、農業委員会は平成 15 年 12 月 16 日付けで、我孫子市長から地方自治法第 184 条の 2 に基づく委任の協議があった次の事務を委任することについてこの会の意見を求めますと。県下で委任を受けたのが我孫子市と流山市と千葉市なんですよ。あとはみんな返上して。我孫子市も最初農業委員会では権限委譲を受けて大変だという話で。当時の会長職務代理なんかも市長との話し合いの中で随分多忙になるということで、事務局体制を強化してくれなきゃしょうがないということで福島市長のほうに申し入れしてあるんだけど。現実にこれ権限委譲しても、事務局もこれ相手から補正が出てこないというかたちでいつまでもいつまでもやっつけてね、10 月の議案書が継続、11 月も継続。最終的にいつになったらこれ権限委譲を受けた権限をどう行使するんですか。その辺の見通しを聞かせてください。

事務局 確かに我孫子市は権限委譲を受けていて、今回のその問題となっている議案も

第一に許可、不許可の判断はできると思います。ただ、最初出てきた審議の中で、この農地造成は周辺住宅に対して影響が大きいと。このままではちょっと、この場で許可、許可の判断をするのではなくて、その地域住民の皆さんの理解を得た計画が出てきたらその計画をもって判断しましょうということ、この農業委員会総会の中でそういった共通理解はされていたと思うんですね。恐らく皆さんもそうでしょうけども、何ヶ月か時間をかけて事業者さんが地域住民さんに説明会を開いてもらって、意見をいただいて、皆さんが納得するような計画案が出てくるだろうというような、そういった思いで今の状態が続いていると思うんですね。

ただ、これ、2か月たって向こうからは変更計画を出しますよと言いつつも、先々週電話をかけたときは来週だと言いつつもまだ出てない状態。確かにこういった継続審議、宙ぶらりんの状態というのは、これは周辺住民の皆さんにとっても不安は払しょくできないと思います。確かによくないことだと思います。ずっとこの状態を、ただ出てくるのを待っているというわけにはいかないんだろうと思っていますので、事務局としても改めて事業者のほうに連絡を取って、今後これをどうするんだというようなことを確認してみたいと思います。先の見通しが全くない中でずっとこのまま続けるわけにはいきません。ぜひ我々のほうで事業者のほうに連絡を取って今後どうするのかと。それをまた皆さんに報告して、その上で皆さんに判断をしていただきたいと思います。このまま、原案のままでじゃあもう採決しましょうかという話になるのか、それともまだまだそのへん不明確だから、確定する見込みがないんだからいったん取り下げて改めて出直したらどうですかというような話をするのか、ちょっと分かりませんが、とりあえずその事業者さんにはうちのほうから接触を取ってみて、今後の見通し等について聞いてみたいと思います。

阿曾敏夫委員 関連ですがね、実際平成15年5月6日の農業委員会のほうの経過説明ということで、平成14年5月31日から県の農地課長から農地転用許可事務の権限移譲に係る意向調査というかたちで、当農業委員会としては一応これ反対したんだよね。反対して、再度県と我孫子市長との間で権限委譲を受けたという妙な結果なんです。当時その席に会長職務代理染谷さんもいたことだしね。印南議員からも、議事録を見ると9月17日の第3回定例市議会の一般質問というかたちで、権限の委譲について受けないという選択肢も考えられるが、市の考えはまだ移譲時期の固いスケジュールについてというかたちで、農業委員会としても権限移譲を嫌った時期があったんだよね。それが福島市長の時にどうしてもという話で。それと合わせて、事務局体制がこのままじゃしょうがないと。権限移譲されればそれだけいろいろなことの判断を。現体制弱いから何とかしてくれという話で建言書でも申し入れしてあるしね。本当に事務局も大変だし、担当の調査会だってこれ10月にやってまた何ヶ月もこれ継続、継続ということ、相手方にも補正するならする

ようにね。

議長 阿曾委員、私のほうから。

権限移譲とこの案件についてちょっと離して。

阿曾敏夫委員 はいはい。だから事務局としてもひとつ会長から指導してもらって早く補正してもらわないと、これ毎回毎回継続案件でね。

議長 先ほど局長が言われたとおりそういうことでね、やってるところですから。

阿曾敏夫委員 だから出してこないで。来月も結局継続すると思いますけど、やっぱり期限を設定してやらないと決まりがつかないよね。出てこないから継続だよという話では。

事務局 当時はね、一定の期間を経れば変更計画が出されるものと思っていました。ただ、2ヶ月も経過してしまいましたので、先ほど申し上げたとおり改めて〇〇さんに連絡を取って。それを聞いた上で農業委員会に出して、どういうふうに今後対応していくか皆さんと相談していきたいと。

阿曾敏夫委員 よろしくその辺督促してくださいよ。

議長 そのほか質問ありますか。

染谷委員。

染谷智一郎委員 阿曾さんがね、これ私が職務代理やっているときに、流山と我孫子は権限移譲をいただいたという結果、やっぱり権限委譲をいただくまでにいろいろな悩み、苦勞がありました。それ以降、我孫子は権限委譲をいただいたわけですよ。だからその委員会としての方向性というのは、やっぱりその権限委譲をいただいたその権利をもって行使するのが当然だと思います。先に弁護士に相談したというような問題もありました。そういうことも既にあったんですよ。県のほうの責任じゃなくて。結局訴訟を起こされたときには我孫子市が責任を負うんですよ。法的な権利も我孫子市がかかわることですよということなんですよ。それじゃあ大変だという問題もあって、農業委員会の会長も私もちょっとね、たじろいだんですよ。その時に市長がね、いや、我孫子として権限委譲を受け入れれば我孫子としてもいい、そういうことの発言もあったんですよ。これも弁護士に相談したということはそういう経過を踏まえてのことであって、法的な訴訟を起こされたら

大変だという事務局の判断から出た解釈ですから、全然事務局の回答がとんでもない法的な弁護士に相談したということなんですよ。だから会長も事務局もなんかね、私たちの流れを見ると許可をするような要綱をね、整うまで継続するようなニュアンスが受け取れないわけでもないんですよ。見解としてそういうふうには再三継続なんていうことを進めると思えないですよ。それで、埼玉県の要綱に伴ういろいろな土地の条例、要綱を聞いてきたあとにまた検討するというふうなことであつたらやはりね、一応これ議事録をつけないでいつまでもただらしておくということは私は反対です。これは前も私は継続に反対しました。

議長 そのほか意見はございませんか。なければ報告事項に対する質疑は打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これもちまして、我孫子市農業委員会平成 27 年第 1 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人